

## 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のことば

**アストラゼネカ製コロナワクチン**  
使用が見送られていた英アストラゼネカ製の新型コロナワクチンについて、原則40歳以上を接種対象として、一部の自治体で接種開始。当面は希望者などが対象。

## 今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

8/23(月)	仏滅 処暑
24(火)	大安 東京パラリンピック開会式
25(水)	赤口
26(木)	先勝 自民党総裁選の日程決定
27(金)	友引
28(土)	先負
29(日)	仏滅

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
8/16(月)	27,523 ▼454	109.40 △0.89
17(火)	27,424 ▼99	109.32 △0.08
18(水)	27,586 △162	109.60 ▼0.28
19(木)	27,281 ▼305	109.77 ▼0.17
20(金)	27,013 ▼268	109.61 △0.16

## 最低賃金の大幅引上げと中小企業支援策

## ◆改定額の答申は28円以上の引上げに

令和3年度の地域別最低賃金について、中央審議会が示した引上げ目安(28円)などを参考に、各地方審議会が審議した改定額の答申が出揃いました。

すべての地域で28円以上の引上げとなる改定額が答申され、7県は目安を超える引上げ(最高は島根の32円)となっています。答申された改定額の全国加重平均額は930円(28円引上げ)です。

改定額の発効日は各都道府県で異なり、10月1日～8日までの間に発効予定なので、厚労省や労働局のホームページ等で確認しましょう。

## ◆最低賃金引上げに向けた中小企業支援策

◎雇用調整助成金(緊急雇用安定助成金)……業況特例又は地域特例の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げる場合、本年10～12月までの休業は休業規模要件(1/40以上)を問わず支給対象とします。

◎業務改善助成金……事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、生産性向上のための設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)などを行う場合、設備投資などに要した費用の一部を助成します。本年8月から「45円コース」の新設など拡充されました。

◎事業再構築補助金……新分野展開や業態転換等の事業再構築を支援する本補助金について、第3回公募(実施中)から、業況が厳しく最低賃金+30円以内の従業員が一定割合以上の事業者を対象に補助率を上げた「最低賃金枠」などが新設されました。

◎所得拡大促進税制……国内雇用者に対する給与等支給額を増加させた場合に、増加額の一定割合を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できます。

## ■この記事の詳細は、情報BOX201531

## 低未利用土地の譲渡に係る100万円控除

全国的に空き地・空き家が増加する中で土地の譲渡を促進するため、個人が所有する都市計画区域内の低未利用土地等(所有期間5年超、土地とその上物の譲渡価額が合計500万円以下)を譲渡した場合に、長期譲渡所得から最大100万円を控除する制度が、令和2年7月から開始されました。

本制度は、譲渡前に低未利用であること及び譲渡後に買主により利用されることについて自治体の確認が必要となりますが、国交省によると令和2年7月から同年12月までに自治体が確認書を交付した件数は2060件となり、1件当たりの譲渡価額は平均231万円(単独所有の場合は257万円、複数人の共有の場合は143万円)でした。

## マイナポイントの申込期限等を12月まで延長

総務省は、本年4月末までにマイナンバーカードを申請した方が対象となるマイナポイント(最大5千円分)の付与について、マイナポイント申込みや、チャージ・買い物によるポイント付与期限を3ヵ月延長し12月末までとしました。

なお、本年5月以降にマイナンバーカードの申請を行った方はポイント付与の対象外です。

★8月11日からの大雨により長野、島根、広島、福岡、佐賀、長崎の13市7町1村に災害救助法が適用され、被災中小企業対策が行われます。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 地域別最低賃金の大幅引上げに向けて中小企業が活用できる支援策

## ◆令和3年度地域別最低賃金における地方最低賃金審議会の答申のポイント

- ・47都道府県のうち、40都道府県が28円、4県（青森・山形・鳥取・佐賀）が29円、2県（秋田・大分）が30円、1県（島根）が32円の引上げ。
- ・答申された改定額の全国加重平均額は令和2年度から28円引上げの930円となり、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高の引上げ額。
- ・地域別の改定額では東京の1,041円が最も高く、神奈川の1,040円、大阪の992円と続く。
- ・答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、令和3年10月1日～8日までの間に順次発効される予定。

## ◆最低賃金の引上げに向けて中小企業が活用できる支援策

## ◎雇用調整助成金等の要件緩和

- ・業況特例又は地域特例の対象となる中小企業（令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合に限る）が、事業場内最低賃金（地域別最低賃金との差が30円未満である場合に限る）を令和3年7月16日～12月までの間に30円以上引上げた場合、令和3年10月～12月までの3ヵ月間の休業については、休業規模要件（1/40以上）を問わず支給します。
- ・当該引上げの実施日以降の休業について要件緩和が利用でき、雇用保険被保険者、被保険者以外とともに、緊急雇用安定助成金として申請を行います。

※令和3年度地域別最低賃金の発効日以降に賃金を引上げる場合は、発効後の地域別最低賃金から30円以上引上げる必要があります。

## ◎業務改善助成金の拡充

- ・事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資などを行う場合、引上げ額と引き上げる労働者の数に応じ、その設備投資などに要した費用の一部を助成する制度で、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差が30円以内及び事業場規模100人以下の事業場が対象です。
- ・令和3年8月から、「45円コース」の新設や、同一年度内の複数回申請が可能となりました。
- ・また、売上高等の直近3ヵ月間の月平均が前年又は前々年同月に比べて30%以上減少している事業者を対象として、賃金引上げ対象人数に「10人以上」が増設され、助成上限額が600万円に拡大されたほか、賃金引上げ額を30円以上とする場合に生産性向上に資する自動車やパソコン等が補助対象に追加されました。

## ◎事業再構築補助金の拡充

- ・新型コロナの影響が長期化する中で、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため新分野展開や業態転換、事業・業種転換、事業再編等の思い切った事業再構築に取り組む中小企業等を支援する制度で、補助額は通常枠で最大8千万円、補助率2/3となります。
- ・第3回公募（7月30日～9月21日）から最低賃金の引上げに向けた支援策として、令和2年10月から令和3年6月までの間に3ヵ月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が10%以上いること及び令和2年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少している事業者について、補助率を3/4に引上げ、採択率を優遇する「最低賃金枠」が創設されました。

## ◎中小企業が賃上げを行った場合の所得拡大促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。なお、控除額は法人税額（個人事業主は所得税額）の20%が上限となります。

【令和3年3月31日以前に開始される事業年度（個人事業主は令和3年以前）の要件等】

- ・雇用者給与等支給額が前年度よりも増加し、かつ継続雇用者（前年度から適用年度までの全ての月分で給与等の支給を受けている雇用保険の一般被保険者）の給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加した場合に、雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%を税額控除。
- ・継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、上乗せ措置として25%を税額控除。

【令和3年4月1日以後に開始される事業年度（個人事業主は令和4年以後）の要件等】

- ・雇用者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加した場合に、雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%を税額控除。
- ・雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、上乗せ措置として25%を税額控除。